

# 第4節 国際平和協力活動への取組

22大綱では「グローバルな安全保障環境の改善」を、わが国の防衛力の役割の一つとして位置付けており、防衛省・自衛隊としては、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための政府開発援助(ODA)を含む外交活動とも連携しつ

Official Development Assistance

つ、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる。

本節では、国際平和協力活動への取組について説明する。

## 1 国際平和協力活動の枠組など

### 1 国際平和協力活動の枠組

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国連平和維持活動(いわゆるPKO)への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動ならびに④旧テロ対策特措法および同法の失効後は旧補給支援特措法に基づく活動を行っている。

(図表Ⅲ-3-4-1・2参照)

参照 資料22・23・55

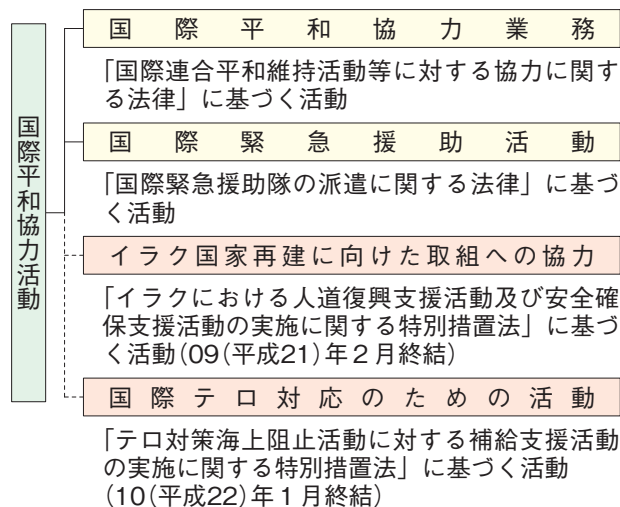
### 2 国際平和協力活動の本来任務化の意義

新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安全に密接に結びついているという認識を踏まえ、16大綱における防衛力の役割の一つとして、「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」を定めた。この役割を適切に行うため、07(平成19)年、従来は付随的な業務<sup>1</sup>とされていた国際平和協力活動を、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務<sup>2</sup>に位置付けた。

### 3 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取

図表 Ⅲ-3-4-1 自衛隊による国際平和協力活動



凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

組が重要である。陸自は07(同19)年7月より各方面隊などから持ち回りで派遣の候補となる要員をあらかじめ指定し、派遣ニーズに迅速かつ継続的に対応できる態勢を維持している。また、08(同20)年3月には、陸自の中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、国際平和協力活動への派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、準備を行うことができる体制を整えた。

同年以来、毎年1回、国際平和協力活動派遣に関する一連の活動の訓練などを行うことにより、迅速な海外展開能力や海外における的確な任務遂行能力などの維持・向上を図っている。10(同22)年1月にハイチで発生した大地震に

1 自衛隊法第8章(雑則)あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和協力活動」である。

図表 Ⅲ-3-4-2 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和協力法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目的	○国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○84条の4(6章)に規定	○自衛隊法附則に規定	○自衛隊法附則に規定
主要な活動	○国連平和維持活動 ○人道的な国際救援活動 ○国際的な選挙監視活動 ○上記活動のための物資協力	○人道復興支援活動 ○安全確保支援活動	○補給支援活動
活動地域	○わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要)	○わが国領域 ○外国の領域(当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要)(注1) ○公海およびその上空(注1)	○わが国領域 ○外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注1) ○公海(インド洋などに限る)およびその上空(注1)
国会承認	○自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議(注2)	○自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注2)	(注3)
国会報告	○実施計画の内容などについて遅滞なく報告	○基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注2) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注3) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めると必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

ともなうPKO派遣において、国連の派遣要請からわずか2週間余りという短期間で派遣できたことは、このような訓練をはじめとする体制の整備の成果であったと言える。

また、09(同21)年には、わが国は、国連PKOへのより積極的な参加を目指し、国連待機制度(UNSAS)<sup>3</sup>への登録を行った。12(同24)年6月末現在、わが国は、①医療(防疫上の措置を含む。)、②輸送、③保管(備蓄を含む。)、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査または修理、の後方支援能力を有する自衛隊の部隊、および、⑦軍事監視要員、⑧司令部要員、のポストに就く要員を提供する用意がある旨を登録している。

自衛隊は、国際平和協力活動のための装備品の改善・充実も進めている。陸自は、防弾ガラスやランフラットタイヤ<sup>4</sup>などを装備した各種車両や、インフラの未整備な場所でも活動ができるよう大容量発電機などを装備するとともに、多様な環境下での活動を可能とするため、輸送ヘリコプター(CH-47A)のエンジン能力向上などを推進してい

る。また、狙撃銃、小銃などの射撃位置を探知する装備の研究も行っている。海自は、海外でのヘリコプター運用の基盤ともなる輸送艦およびヘリコプター搭載護衛艦を整備するとともに、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化および機動運用などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機用自己防御装置の整備を推進している。これらの装備は、わが国における事態発生時などにもきわめて有効である。

また、陸自では、平素より部隊と家族および家族同士のコミュニケーションを促進して、部隊・隊員が安心して国際平和協力活動の任務に即応できる環境を構築するため、部隊と家族の交流施策も行っている。

さらに、駒門駐屯地(静岡県)の国際活動教育隊(中央即応集団隷下)において、国際平和協力活動へ派遣される陸自要員の育成、国際平和協力活動にかかわる訓練の支援な

3 国連PKOの機動的展開を可能にする目的で、94(平成6)年に国連が導入した制度。国連加盟各国が、国連PKOの軍事部門に提供可能な能力、要員数、派遣に要する期間などを予め国連に登録しておくことにより、国連PKOの展開に際して、国連から各国への派遣の打診の迅速化・円滑化を図るもの。なお、登録に基づき国連から派遣要請がある場合も、実際に派遣するか否かは、各国が個別に判断することとなる。

4 被弾などにより空気が抜けても安定走行が可能なタイヤ



どを行っている。加えて、10(同22)年3月、統合幕僚学校に新設された国際平和協力センターでは、11(同23)年10月より国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を開始するとともに、平成24年度からは、国際平和協力活動などに関する施策および運用にかかわる企画・立案を担当する要員や国連派遣部隊の司令部で勤務する要員を養成するための専門的な教育を行っている。また、これらの教育を自衛隊員だけではなく、関係省庁職員や国際機関およびNGOなどの国際平和協力活動関係者なども受けることができるように検討している。



国際平和協力センターにおいて講義を行う空自隊員

#### 4 平和貢献・国際協力における「防衛装備品等の海外移転に関する基準」

11(同23)年12月27日、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」の内閣官房長官談話が公表された。この基準により、平和貢献・国際協力にともなう案件についても、相手国の要請や安全保障環境などを踏まえ、防衛装備品などの供与による協力などが、より積極的かつ効果的に行えるようになった。これまでは、自衛隊のPKO派遣の際、相手国政府から自衛隊が使用した装甲板付き重機を供与して欲しいとの要請があったが、「武器」の供与にあたることから、その要請に応じることなどが困難であった。今後はこの基準を受け、例えば、自衛隊のPKO活動終了後に、相手国政府からの要請に応じて、自衛隊が使用した重機やヘルメットなどを供与することを通じ、現地での復興活動などの支援をすることが可能となる。

参照 第II部第3章第6節

#### 5 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動などで海外に派遣される隊員が安心して職務に専念できるよう、隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を行っている。

具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、テレビ電話などにより派遣隊員と家族が直接会話できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。また、隊員の家族に対しては、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、家族支援センターや家族相談室などを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

さらに、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前の隊員にストレスの軽減に必要な知識を与えるための講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けた隊員を配置するなど、隊員の精神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、定期的に本国からの専門的知識を有する医官などを派遣(メンタルヘルス診療支援チームなど)し、現地でのストレス対処方法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。また、派遣を終えて帰国した後は、臨時の健康診断、メンタルヘルスチェックを行っている。



ハイチに派遣されている隊員に対し、現地でメンタルヘルスチェックを行う陸自医官

## 6 国際平和協力の在り方に関する議論

10(同22)年10月から、東内閣府副大臣(当時)を座長として、内閣官房、外務省、防衛省の各担当副大臣なども参加して、わが国のPKOなどに対する協力の総括および今後のわが国のPKOなどに対する協力のあり方を検討することを目的として、「PKOの在り方に関する懇談会」を開催し、11(同23)年7月に中間取りまとめ<sup>5</sup>を公表した。中間取りまとめにおいては、より積極的な国際平和協力を可能

とする上で、法制面や能力面において検討すべき幅広い課題を、今後の検討の基礎として整理した。

また、これまで国会などの場において、国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」の整備をめぐる議論が行われている。現時点において、政府として「一般法」の整備についての具体的な作業に着手しているわけではないが、わが国が国際社会の平和と安定のため積極的な協力を行うに際し、どのような活動を行うべきかを含め、様々な課題につき研究していく必要があると考えている。

## 2 国連平和維持活動などへの取組

国連は、世界各地の紛争地域の平和の維持を図る手段として、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などを任務とする16のPKOおよび13の政治・平和構築ミッションを展開している。(12(平成24)年6月末現在)

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)などにより、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、グローバルな安全保障環境の改善のため、国際平和協力法に基づき、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

### 1 国際平和協力法の概要など

92(同4)年に成立した国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動<sup>1</sup>、②人道的な国際救援活動<sup>2</sup>、③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講じ、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針(いわゆる参加5原則)が規定されている。

(図表Ⅲ-3-4-3・4参照)

参照 資料22・23

図表 Ⅲ-3-4-3

国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針  
(参加5原則)

- 1 紛争当事者間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

1-5 PKOの在り方に関する懇談会「中間とりまとめ」<[http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/info/pdf/20110704.pdf](http://www.pko.go.jp/PKO_J/info/pdf/20110704.pdf)>参照

2-1 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助、その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括のもとに行われる活動

2 国連決議または国連などの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動

図表 Ⅲ-3-4-4

## 自衛隊による国際平和協力業務

期間	国際平和協力業務 (業務区分)	地域
92年9月～ 93年9月	カンボジア (国連平和維持活動)	東南アジア
93年5月～ 95年1月	モザンビーク (国連平和維持活動)	アフリカ
94年9月～ 94年12月	ルワンダ (人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年2月～	ゴラン高原 (国連平和維持活動)	中 東
99年11月～ 00年2月	東ティモール (人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン (人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年2月～ 04年6月	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア
03年3月～ 03年4月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
03年7月～ 03年8月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
07年3月～ 11年1月	ネパール (国連平和維持活動)	南アジア
08年10月～ 11年9月	スーダン (国連平和維持活動)	アフリカ
10年2月～	ハイチ (国連平和維持活動)	中南米
10年9月～	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア
11年11月～	南スーダン (国連平和維持活動)	アフリカ

赤枠：現在活動中の国際平和協力業務

## 2 国連スーダン・ミッション (UNMIS)

United Nations Mission in Sudan

スーダンにおいては、05(同17)年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意(CPA)に署名し、これを受けて設立されたUNMISがCPA履行支援、難民および国内避難民の帰還の促進・調整などを任務として活動していた。UNMISは、停戦監視などを行う軍事部門に加え、選挙支援や人道支援調整を行う文民部門を有し、その規模は約1万人におよぶ多機能かつ大規模な国連平和維持活動であった。

政府は、閣議によりUNMIS司令部へ自衛官を派遣する

ことを決定し、08(同20)年10月以降、UNMIS司令部要員(兵站<sup>3</sup>幕僚および情報幕僚)として陸上自衛官2名を派遣していたが、11(同23)年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した。

なお、派遣隊員の高い規律心・責任感、誠実な職務の遂行などは、現地のUNMIS関係者などから高く評価された。

## 3 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)

United Nations Mission in South Sudan

## (1) UNMISSへの派遣の経緯など

南スーダンの独立を受けて、国連安保理は、南スーダン政府の効果的かつ、民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化する観点から、平和と安全の定着および南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連安保理決議第1996号を採択し、11(同23)年7月9日、国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)が設立された。

11(同23)年8月、来日した潘基文国連事務総長が、菅内閣総理大臣(当時)に対しUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣を要請した。政府は、11(同23)年9月下旬から10月下旬にかけて、数度にわたる現地調査を南スーダン、ウガンダおよびケニアで行った。11(同23)年11月、政府は、司令部要員2名(兵站幕僚および情報幕僚)を派遣することを閣議決定するとともに、同年12月、UNMISSへの自衛隊の施設部隊および現地支援調整所や司令部要員1名(施設幕僚)などを派遣することを閣議決定した。

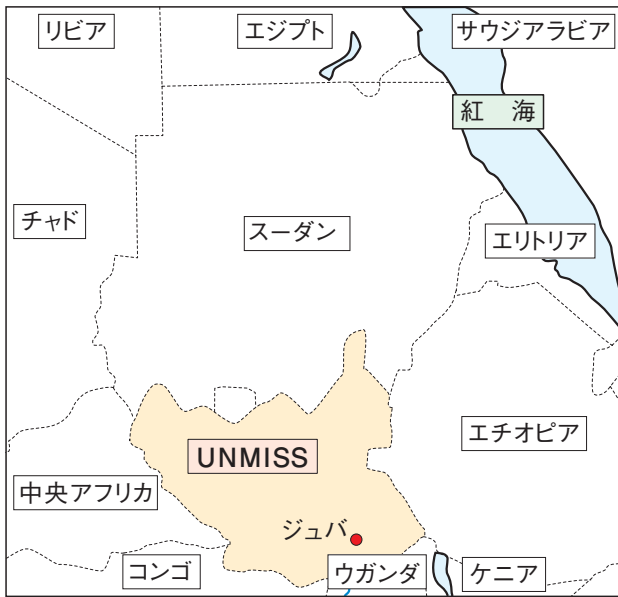
新たに独立した南スーダンは、アフリカ中央部に位置し、スーダンを含む6か国と国境を接していることから、同国の平和と安定は、アフリカ全体の安定にとり重要であり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。このため、わが国としても同国の国づくりに協力していく必要があり、防衛省・自衛隊として、これまでのPKOにおいて実績もあり、かつ、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の国づくりにわが国としての活動の足跡を残すことが可能と考えている。

また、南スーダンへの派遣は、22大綱に示された、グローバルな安全保障環境の改善という動的防衛力の役割を

3 部隊の戦闘力を維持増進して、作戦を支援する機能であって、補給、整備、回収、輸送、衛生、建設、不動産、労務・役務などの総称



図表 Ⅲ-3-4-5 南スーダン周辺図



果たすとともに、諸外国などに自衛隊の厳正な規律を含む高い能力を示す機会にもなり、わが国に対する信頼向上に資するという側面がある。

以上のように、UNMISSに自衛隊を派遣することは、大変意義深いものであり、わが国としての部隊派遣の決定に際しても、多くの国際機関や国々から、歓迎と期待の声寄せられたところである。

(図表Ⅲ-3-4-5 参照)

## (2) 自衛隊の活動

11(同23)年12月20日の閣議決定を受けて、防衛大臣より、施設部隊などの派遣に関する自衛隊行動命令が発出され、施設部隊などは12(同24)年1月より順次展開を開始した。



首都ジュバ近郊を行進する派遣施設隊隊員と重機

派遣部隊は、現地支援調整所および派遣施設隊から構成される。現地支援調整所は、12(同24)年1月より、南スーダンの首都ジュバおよびウガンダにおいて、派遣施設隊が行う活動に関する調整などを行っている。同調整所の設置は、自衛隊のPKO活動では初めての試みである。同調整所の設置により、これまで以上に、自衛隊部隊が行う活動の案件形成などにわが国として主体的にかかわることが可能となり、ひいては、UNMISSの特徴のひとつである国づくり支援にわが国としてより効果的な協力が可能となると考えている。

派遣施設隊は、中央即応連隊の隊員を中心に編成された第1次隊(約210名)が、12(同24)年1月より順次展開し、ジュバ空港に隣接する国連施設内において宿営地を設営しつつ、活動準備などを行い、同年3月より国連施設内で排水溝の整備などの施設活動を開始した。南スーダンへの部隊展開および資器材などの輸送は、民間の輸送力と空自輸送機を組み合わせることで円滑に行われ、12(同24)年3月末まで

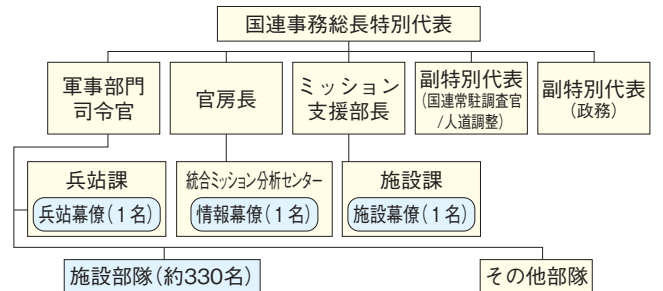


1次隊が整備したジュバル川給水点の連絡道整備

に第1次隊の人員の展開が完了した。そして、12(同24)年4月からは、国連施設外の活動として、ジュベル川給水点までの連絡道整備を開始した。12(同24)年5月11日に、防衛大臣により、2次隊以降の派遣に関する自衛隊行動命令が発出された。施設隊は、第2次隊以降約330名規模となり、引き続き当面ジュバおよびその周辺での活動を行うこととなる。

(図表Ⅲ-3-4-6・7参照)

図表 Ⅲ-3-4-6 UNMISSの組織



(注)青枠内の人数はUNMISSへ派遣されるわが国要員の派遣人数。

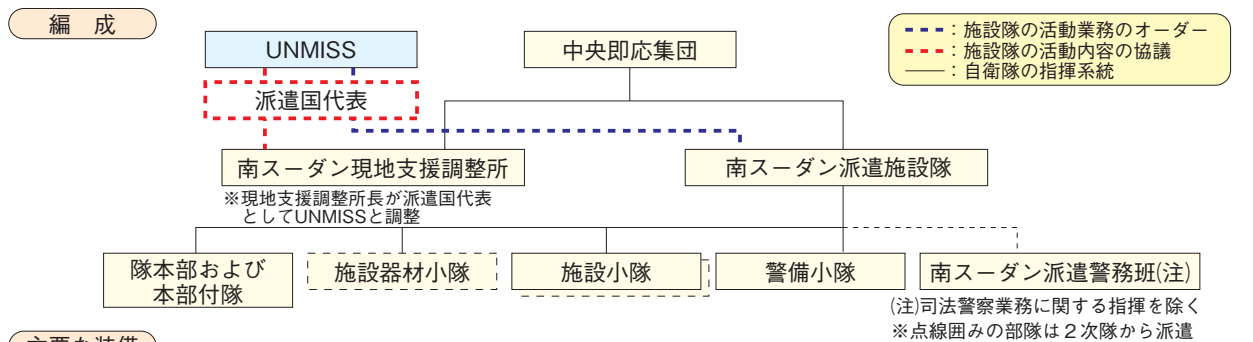


首都ジュバに要員を空輸した空自C-130輸送機の機長と南スーダン現地支援調整所長



南スーダンPKOの派遣隊員を激励する渡辺防衛副大臣

図表 Ⅲ-3-4-7 南スーダン現地支援調整所および南スーダン派遣施設隊の概要



(注)司法警察業務に関する指揮を除く  
※点線囲みの部隊は2次隊から派遣

主要な装備



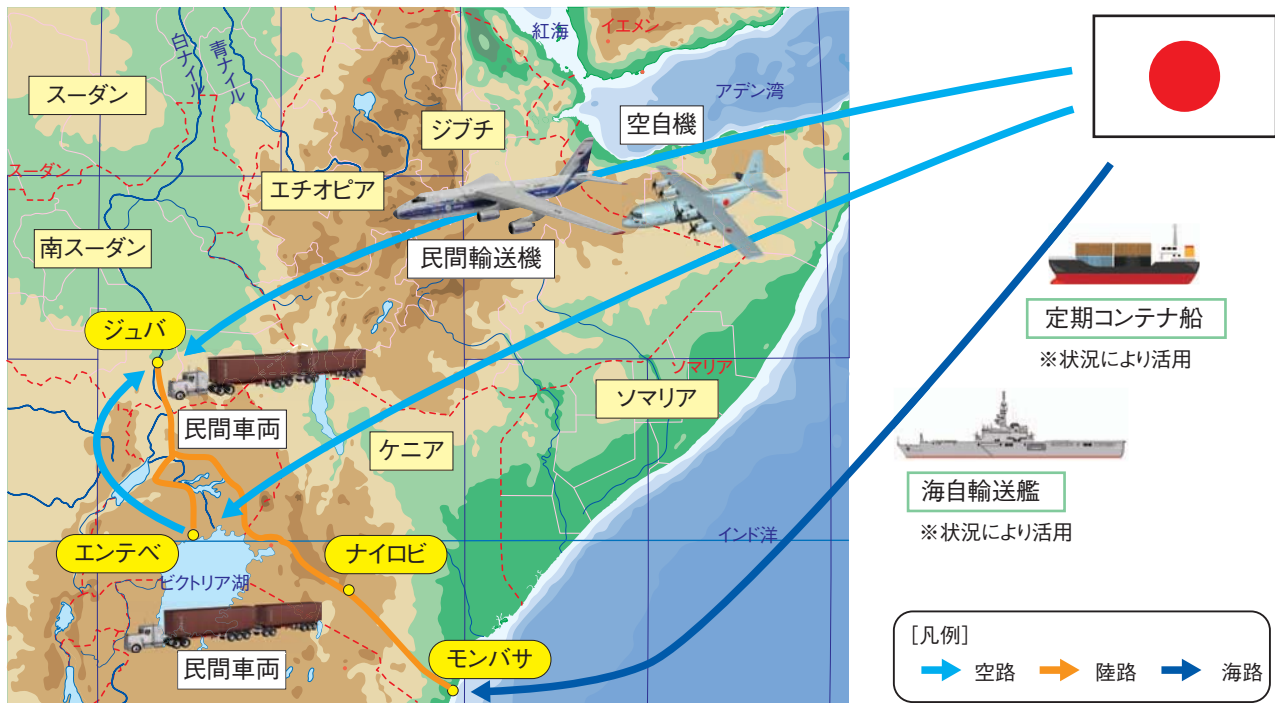
### (3) UNMISS派遣における特性

UNMISSは平和と安定の定着および南スーダン共和国の発展のための環境の構築支援を任務としており、同国の発展の礎となるインフラが不足している。そのため、自衛隊の得意分野を活かしたインフラ整備などにより、南スーダンの自立的発展に寄与することが期待されている。また、今回の派遣は、アフリカの内陸部における活動であ

り、わが国と異なるアフリカでの環境を克服するとともに、部隊展開・後方補給のために長距離の輸送活動を陸・海・空自の輸送手段によって維持する必要がある。これらの任務遂行により、自衛隊の更なる能力向上に資するものとなる。

(図表Ⅲ-3-4-8参照)

図表 Ⅲ-3-4-8 南スーダンPKOにかかる部隊展開・輸送計画



- 南スーダンへの部隊展開・輸送は、陸海空の各種輸送手段を適切に組み合わせて実施
- 要員の展開・輸送は、民間および空自の航空輸送力を活用(海上輸送力は使用せず)  
1次隊の一部はエンテベから空自C-130輸送機により移動。一部重機などはエンテベから民間車両で輸送





## コラム

VOICE

解説

Q&amp;A

# 南スーダンPKOに派遣している隊員と家族の声

派遣隊員 中央即応連隊 最先任上級曹長 准陸尉 <sup>いその よしひろ</sup>磯野 義浩

今から15年ほど前に海外へ留学した際、隣国との国境線を研修しました。そこで目にした風景は、今でも心に残っています。国境のフェンスを境にした貧富の差を目の当たりにし、胸が潰れそうになるとともに、「もしフェンスの向こう側に生まれていたら…」そう考えずにはいられませんでした。

それから13年後、第1次派遣国際救援隊としてハイチへ行き、現在は第1次派遣施設隊として南スーダンで、現地の人々の夢と希望が実現するよう、その手助けをしています。私は日本に生まれましたが、日本のような助ける側に生まれるのか、助けられる側に生まれるのかは、自分では決められません。

また、運よく助ける側の国に生まれたとしても、突然助ける側から助けられる側が変わることもあります。昨年の東日本大震災への災害派遣中には、この事を痛烈に感じました。助ける側に生まれた者が、人々の手助けをする機会を使命として与えられるということは、本当に光栄なことです。この立場にいることに感謝し、恩返しの気持ちで、今日もたっぷりと汗をかきます。



南スーダンの子供たちと筆者



真由美さん(右から2人目)とご家族

妻 <sup>いその まゆみ</sup>磯野 真由美

南スーダン…初めて地名を聞いたとき、どこにある国なのか見当もつきませんでした。2年前のハイチ、昨年の東日本大震災に続いて、今回で3年連続の派遣になりました。

いつも心配なのは、健康面と精神面です。衛生状態、気温、食事…、そして現地の状態を目の当たりにしてショックを受けてないだろうか…。何かあったとき、すぐ会いに行けない程離れているということが、余計不安になります。

しかし、主人は行く前に、「大丈夫だよ。」と笑顔で出かけて行き、現地からは家族を気遣う言葉をかけてくれます。「困っている人たちのために行く。」、そんな主人の姿を見て、子どもたちは寂しい気持ちになるよりも、頑張ろうという気持ちになるようです。

派遣は、本人も家族も大変ですが、「誰かのために。」ということを考えさせてくれます。「体に気をつけて。お仕事頑張って！」いつもかけている飾り気のない言葉ですが、ただそれだけを祈っています。

## 4 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)

United Nations Integrated Mission in Timor-Leste

### (1) UNMITへの派遣の経緯など

東ティモールにおいては、その独立をめぐる紛争が続いていたが、99(同11)年4月に和平合意が成立して以降、累次の国連ミッションが設立され、02(同14)年5月には同国は独立を果たした。しかしながら、06(同18)年に治安が悪化したため、治安の維持・回復などを目的として同年8月、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)が設立された。

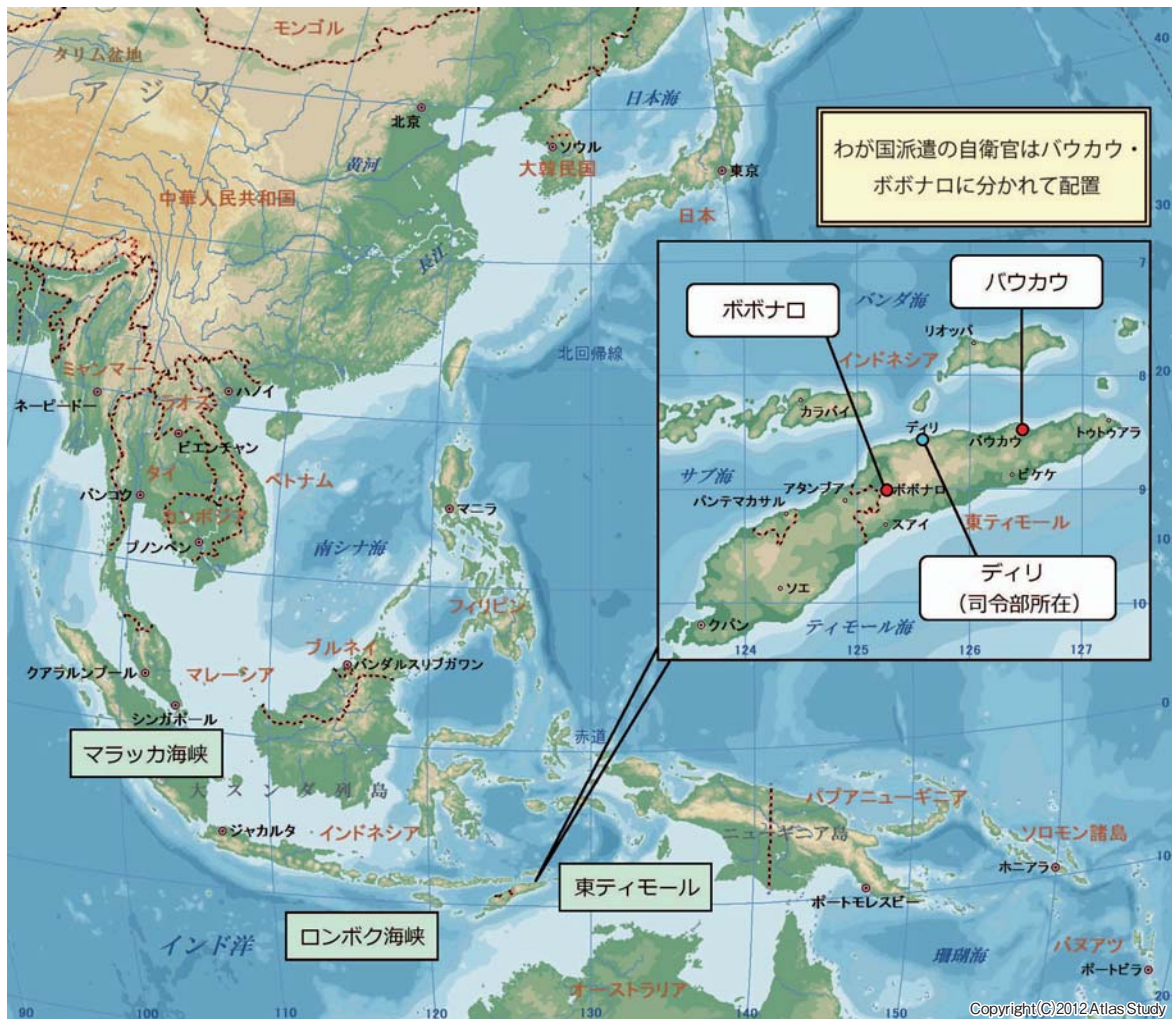
10(同22)年5月、国連からUNMITへの軍事連絡要員派遣の要請を受けた政府は、同年9月、閣議により派遣を決定し、陸上自衛官2名を、東ティモールに軍事連絡要員として派遣した。

(図表Ⅲ-3-4-9参照)

### (2) 派遣隊員の活動

UNMITは治安維持および回復などを目的としており、文民警察要員は国家警察再建までの間、訓練などを通じた現地警察への支援を、また軍事連絡要員は治安状況の監視をそれぞれ行い、その規模は12(同24)年5月末現在、

図表 Ⅲ-3-4-9 東ティモール周辺図





文民警察要員1,242名、軍事連絡要員33名に及ぶ。この中で、わが国の2名の軍事連絡要員は、非武装で、東ティモールの各地に配置され、地方行政機関の首長、国際治安部隊(豪軍およびニュージーランド軍)、東ティモール国軍、国家警察、インドネシア国軍を訪問し、東ティモール内の各地の治安状況や経済、教育、医療、社会インフラなどの状況についての情報収集にあたっている。

12(同24)年5月末現在は、第4次要員が12(同24)年3月に任務を引き継ぎ、現地において活動している。

## 5 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)

United Nations Stabilization Mission in Haiti

### (1) MINUSTAHへの派遣の経緯など

10(同22)年1月、ハイチにおいて30万人以上の死者をもたらす大規模な地震が発生した。これに対し、わが国は、地震発生の翌日以降、民間の医師などを中心とした国際緊急援助隊医療チームの派遣や自衛隊の国際緊急医療援助隊の派遣などを行った。

国連安保理は、同月、ハイチ大地震災害に対する緊急の復旧、復興、安定化に向けた努力を支援するため、国連安保理決議第1908号により、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)の増員を決定し、加盟国に対し要員の派遣などについて要請を行った。これに対し、わが国は、国連に対し、同ミッションへの自衛隊施設部隊の派遣を行う意思がある旨通報した。国連から自衛隊施設部隊の派遣を喜んで受け入れる旨の回答があったことから、同年2月、政府は、MINUSTAHへの陸自部隊(約350名)、MINUSTAH司令部への司令部要員2名(兵站幕僚および施



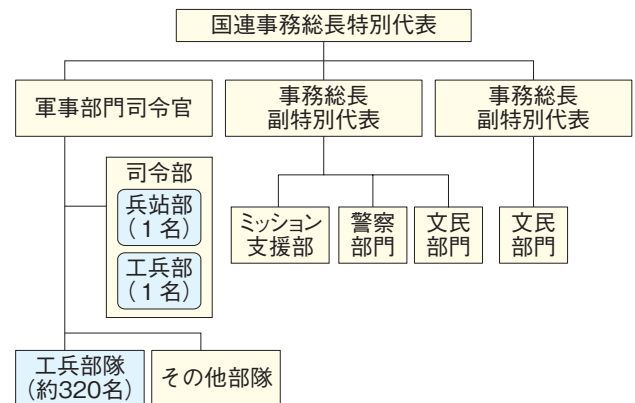
他国の軍事連絡要員とともに現地の代表者から情報収集を行う陸自隊員

設幕僚などを派遣することを閣議決定した(12(同24)年5月末現在、兵站幕僚および施設幕僚の2名を派遣中)。(図表Ⅲ-3-4-10・11・12参照)

図表 Ⅲ-3-4-10 ハイチ周辺図



図表 Ⅲ-3-4-11 MINUSTAHの組織



(注) 青枠内の人数はMINUSTAHへ派遣されるわが国要員の派遣人数

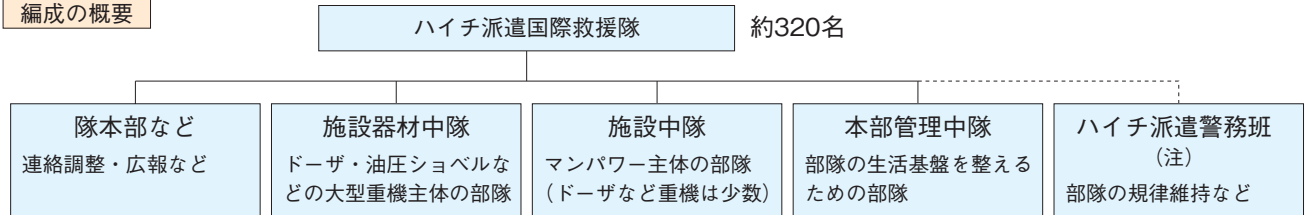


図表 Ⅲ-3-4-12 ハイチ派遣国際救援隊の概要

活動内容

がれき  
瓦礫の除去、整地、道路補修、軽易な施設の建設など

編成の概要



(注) 司法警察業務に関  
する指揮を除く。

(2) 自衛隊の活動

陸自中央即応集団の隊員を中心に編成された第1次要員は、防衛大臣からの行動命令が発せられた翌日の10(同22)年2月6日には、本邦から現地へ向けて展開を始め、2月16日には、国連PKO部隊としての任務を開始した。

従来、自衛隊が国連平和維持活動に参加する場合、数か月程度の準備期間を要していた。しかし、今回の第1次要員は、防衛大臣からの派遣準備のための指示発出から約2週間後にわが国を出発した。このような早期派遣が可能となった要因として、①国際緊急援助活動として自衛隊医療部隊がハイチで活動しており、現地の状況が把握しやすかったこと、②これまで海外派遣の経験を積み重ねてきたこと、③平素から迅速な派遣のための訓練や予防接種などの事前準備を行っている陸自中央即応集団から派遣部隊を編成したことなどがあげられる。

陸自部隊は、首都ポルトープランスに所在する各国

PKO部隊の合同宿営地の隣接地に宿営地を造成しながら、国連PKO部隊としての任務を開始した。12(同24)年6月末現在も引き続き活動している。これらの要員のハイチへの展開は、民間の輸送力のほか、空自のC-130輸送機などにより、円滑に行われている。

陸自部隊は、ドーザなどの重機類を含む多数の車両を装備し、地震によって発生した大量の瓦礫の除去、避難民キャンプの造成・補修作業、ドミニカ共和国との国境へ通じる道路の補修作業、市内道路や倒壊した行政庁舎の瓦礫の除去、孤児院施設の建設といったハイチの復旧・復興のための活動を実施しており、こうした隊員による熱心な活動に対し、被災したハイチの住民や国連関係者から、感謝の言葉が伝えられている。

また、自衛隊部隊の活動に際して、ハイチの復旧・復興支援に取り組んでいる他国軍などとの協力を実施している。たとえば、韓国軍とは、学校および診療所の解体や瓦



派遣隊員から現地の状況を確認する渡辺防衛副大臣(右)



ハイチにおいて道路の補修作業を行う陸自隊員

礎の除去を共同して行い、また、宿営地を相互に訪問するなどの交流も実施している。また、ブラジルやチリ、エクアドルの施設部隊とも協力している。さらに、米軍との関係では、米軍の人道支援活動にMINUSTAHの一員として参加・協力したほか、部隊派遣および要員交代にあたり、ハイチへの中継地として米国カリフォルニアにある米軍基地の使用に関する調整など運用面における様々な分野で協力を推進している。

なお、22大綱において、国際平和協力活動に効率的・効果的に対応するためODAやNGOなどとの連携があげられていることも踏まえ、国連・国際機関、NGOなどと平素から緊密な情報交換を行うなど、連携を重視して業務を行っている。

## 6 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)

United Nations Disengagement Observer Force

### (1) UNDOFへの派遣の経緯など

UNDOFは、停戦に合意したシリアとイスラエルの間のゴラン高原に設定された兵力引き離し地域(AOS)に展開し、両国間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動であり、自衛隊はこの活動の中で後方支援活動を行っている。

石油の大部分を中東地域から輸入しているわが国にとって、この地域の安定はきわめて重要であり、本活動への参



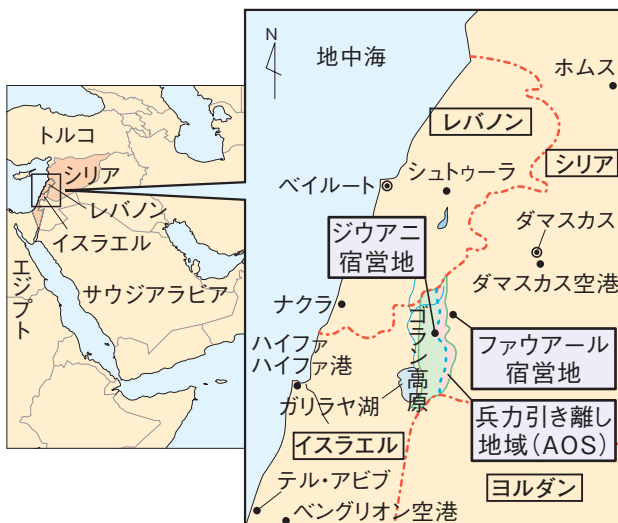
韓国軍兵士(左)と調整を行う陸自隊員

加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

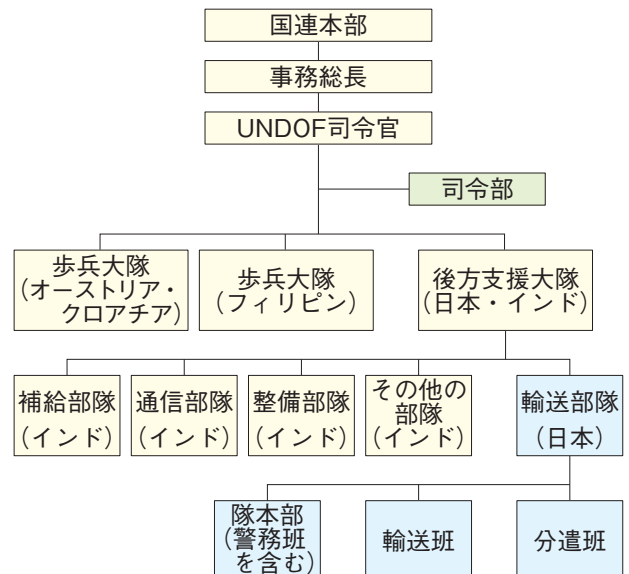
政府は95(同7)年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96(同8)年2月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣してきたが、08(同20)年2月、要員の交代だけを行い、部隊は維持する方式に変更し、ゴラン高原派遣輸送隊を新たに編成した。

(図表Ⅲ-3-4-13・14参照)

図表 Ⅲ-3-4-13 ゴラン高原周辺図



図表 Ⅲ-3-4-14 UNDOFの組織





## (2) 自衛隊の活動

派遣輸送隊は、12(同24)年6月現在、第33次の輸送隊が派遣されており、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、港湾、空港、市場などから各宿营地まで輸送している。また、道路の補修や、標高2,800メートルを超える山岳地帯での除雪作業などの後方支援業務を行っている。さらに、06(同18)年3月からインド部隊など同一宿营地に居住し、隊員の給食業務などを共同で行っている。空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、輸送機(C-130)や多用途支援機(U-4)を半年に1度の割合で派遣している。また、UNDOFの司令部要員は、3名で輸送などの後方支援分野に関する企画・調整、UNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、12(同24)年5月末現在、第17次の要員が派遣されている。

UNDOFへの派遣は、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、中東和平への人的協力の重要性などを考慮して現在も継続している。



インド軍兵士(左・中央)と物資の輸送について調整を行う陸自隊員

## 7 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国際連合平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課に1名の自衛官を派遣し<sup>4</sup>、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとともに、派遣自衛官の経験をわが国のPKOなどに活用している。派

遣された自衛官は11(同23)年1月から約3年間の予定で、国連PKOの方針策定、基準の設定、計画作成に関する業務を行っている。

参照 資料61

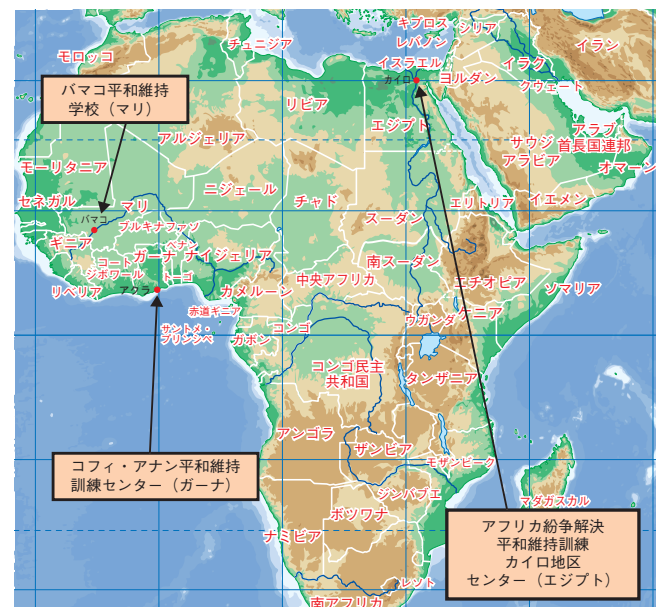
## 8 アフリカのPKOセンターへの講師派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国の平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターに講師を派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカの平和と安定に寄与している。派遣は、08(同20)年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(CCCPA)への派遣以降、11(同23)年11月までに女性自衛官1名を含む合計8名(計6回)の陸上自衛官を派遣した。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験した国際緊急援助活動の講義を行ったほか、平和維持活動に関する机上演習に教官として参加するなどにより、現地関係者や受講者から高い評価を受けている。

(図表Ⅲ-3-4-15参照)

図表 Ⅲ-3-4-15

アフリカのPKOセンターへの講師派遣状況



4 01(平成13)年11月に「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成7年法律第122号)」(当時)(防衛庁派遣職員処遇法(当時))を改正して、国連PKO局に防衛庁(当時)職員を派遣するための法的枠組みを整備して以来、これまでに、02(同14)年12月~05(同17)年6月および05(同17)年11月~08(同20)年11月にそれぞれ陸上自衛官1名を派遣してきた。



### 3 国際緊急援助活動への取組

防衛省・自衛隊は、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動にも積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。また、派遣に

際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

(図表Ⅲ-3-4-16参照)

参照 資料55

図表 Ⅲ-3-4-16 自衛隊による国際緊急援助活動など

期 間	国際緊急援助活動など	地 域
98年11月～98年12月	ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動	中 米
99年9月～99年11月	トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中近東
01年2月	インド地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
03年12月～04年1月	イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中 東
04年12月～05年3月	インドネシア・スマトラ島沖大規模地震およびインド洋津波に際しての国際緊急援助活動	東南アジア
05年8月	ロシア連邦カムチャツカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動	北太平洋
05年10月～05年12月	パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
06年6月	インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動	東南アジア
09年10月	インドネシア西スマトラ州パダン沖災害に際しての国際緊急援助活動	東南アジア
10年1月～10年2月	ハイチにおける大地震に際しての国際緊急援助活動	中南米
10年8月～10年10月	パキスタンにおける大規模な洪水に際しての国際緊急援助活動	南アジア
11年2月～11年3月	ニュージーランド南島地震災害に対する国際緊急援助活動を行う要員および物資の輸送	南太平洋

#### 1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87(昭和62)年に国際緊急援助隊法<sup>1</sup>を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を生かし、自己完結的に国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

参照 資料22

#### 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、防

えき  
疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。たとえば、10(同22)年1月にハイチで発生した大地震においては、ハイチ政府からの支援要請および外務大臣からの協議を受け、空輸と医療支援を行った。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S62/S62HO093.html>> 参照